

令和3年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年4月27日（火）

令和3年第4回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年4月27日（火）午後2時00分

茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第3 議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定について
- 第4 議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第5 議案第21号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第6 議案第22号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 第7 議案第23号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 第8 報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第9 報告第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について

出席委員

1 番 鈴木 邦夫 君  
2 番 原田 勝幸 君  
3 番 高橋 久雄 君  
4 番 石射 祥光 君  
5 番 村越 重芳 君  
6 番 遠藤 信行 君  
7 番 小澤 昇 君

8 番 廣瀬 正実 君  
9 番 三橋 清高 君  
~~10番 野崎 雅博 君~~  
11番 阿部 富美 君  
12番 齋藤 和子 君  
13番 吉田 恵子 君  
14番 石腰 明美 君

欠席委員

10番 野崎 雅博 君

事務局職員出席者

事務局長 谷川広志 君

局長補佐 伊藤和範 君

速記員出席者

(株)澤速記事務所 速記士 阿部幸代

午後 2 時 00 分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただいまより令和 3 年第 4 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、10 番野崎雅博委員より欠席届が提出されております。なお、廣瀬委員より遅れる旨の連絡がありました。よって、当総会は、委員数 14 名のうち 13 名の委員の出席が予定されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。6 番遠藤信行委員、7 番小澤昇委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1 議案第 17 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件から 2 番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は 1 番案件から 2 番案件を報告後、一括して行います。

1 番案件について、4 番石射委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○4 番（石射祥光君） 議案第 17 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、1 番についてご報告いたします。

～ 1 番案件について内容を説明～

権利の種類は所有権の移転です。申請理由としまして、譲受人は営農を拡大するため、譲渡人は営農協力するためでございます。今後につきましては、トマト、ホウレンソウ、コマツナを作付する予定です。譲受人の耕作面積は申請地を含み 107 アールで、萩園地区の下限面積は 30 アールでございます。世帯人数は 2 人、労働力につきましては、本人（58 歳）従事日数 350 日、専業、妻（52 歳）従事日数 350 日、専業のほか、臨時雇用 4 人、従事日数 150 日の計 6 人でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

2 番案件について、6 番遠藤委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○6 番（遠藤信行君） 議案第 17 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、

2番案件についてご報告いたします。

～2番案件について内容を説明～

権利の種類は所有権の移転です。申請理由としまして、譲受人は営農を拡大するため、譲渡人は労働力不足のためでございます。今後につきましては、ブドウを肥培管理していくとのことでございます。譲受人の耕作面積は申請地を含み101アールで、芹沢地区の下限面積は50アールでございます。世帯人数は2名、労働力につきましては、本人（76歳）従事日数300日、専業、妻（71歳）従事日数300日、専業のほか、本人の息子さん夫婦、従事日数50日、本人の弟さん夫婦、従事日数100日、本人の姉、従事日数80日の計7名でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について報告のとおり許可することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第2議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について上程いたします。

6番遠藤委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○6番（遠藤信行君） 議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてご報告いたします。

利用権の存続期間は令和3年5月1日から令和4年4月30日までで、権利の種類は賃借権でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第3議案第19号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定について、1番案件から2番案件を一括して上程いたします。

1番案件から2番案件について、6番遠藤委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○6番（遠藤信行君） 議案第19号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定についてをご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用配分計画を作成する際に農業委員会へ意見を聞くこととなっております。

2案件ございますので、一括してご報告させていただきます。

～1番案件について内容を説明～

権利の存続期間は令和3年7月1日から令和4年4月30日までで、権利の種類は賃借権でございます。

～2番案件について内容を説明～

権利の存続期間は令和3年6月1日から令和6年5月31日までで、権利の種類は賃借権でございます。

以上、2案件となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第19号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定について、報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4議案第20号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを上程いたします。

4番石射委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○4番（石射祥光君） それでは、4ページをお開きください。

議案第20号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご報告いたします。

～案件について内容を説明～

令和3年4月13日、担当委員1名、事務局2名で現地を調査してまいりました。8筆、合計2600.44平方メートルにつきまして相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

～耕作状況の説明～

畑、817平方メートルにつきましては、タマネギが作付されておりました。田、218平方メートルにつきましては米作の準備中でした。6筆、畑、合計1565.44平方メートルは、一体として耕作され、カブ、サツマイモが作付のほか、露地は準備中でした。農機具の保有状況につきましては、トラクター、管理機、トラック、田植機、脱穀機、その他一式でした。労働力につきましては、本人（65歳）従事日数200日、兼業、妻（59歳）従事日数150日、兼業、長男（25歳）従事日数50日、兼業でございます。

以上、農業経営がされていると確認をいたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第20号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、報告のとおり証明することを決定することにご異議ございませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第5議案第21号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は1番案件、2番案件を報告後、一括して行います。

4番石射委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○4番(石射祥光君) それでは、5ページに移ります。

議案第21号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件、2番案件を一括してご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため証明願が提出されたものでございます。

～1番案件について内容を説明～

令和3年4月19日、担当委員1名、事務局1名で現地を調査してまいりました。特例農地の耕作状況をご報告いたします。2筆、現況、田、合計1982平方メートルにつきましては準備中でした。畑、885平方メートルにつきましてはブドウ。畑、1932.9平方メートルにつきましてはブドウのほか温室にてスイトピーを育成。11筆、畑、3647.26平方メートルにつきましては、柿を主体に肥培管理され、一部には温室にてスイトピーを育成。畑、775平方メートルは一連で梨を肥培管理されておりました。農機具の保有状況は、トラクター、乗用草刈機、スピードスプレーヤー、田植機、コンバイン、耕運機、軽トラ、その他一式でございます。労働力は、本人(67歳)従事日数360日、専業、姉(70歳)従事日数180日、兼業、妹(65歳)従事日数180日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

～2番案件について内容を説明～

令和3年4月13日に担当委員1名、事務局2名で現地調査をいたしました。特例農地の耕作状況を報告いたします。畑、898平方メートルにつきましては、一体として耕作されており、里芋、ジャガイモ、タマネギが作付されておりました。農機具の保有状況は、耕運機、軽トラ、その他一式でございます。労働力は、本人(90歳)従事日数360日、専業、子(61歳)従事日数360日、専業、子(58歳)従事日数360日、兼業でございます。



以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第21号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第6議案第22号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 議案第22号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、事務局よりご説明いたします。

本件につきましては、国の通知に基づき、昨年策定しました本市農業委員会の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画が昨年度末にどれだけ達成できたかを点検・評価することとなっているため、提案させていただくものでございます。平成29年度に策定しました農地等の利用の最適化の推進に関する指針が令和5年度までを目標としているのに対しまして、本件につきましては単年度の目標や活動計画となっております。

別紙様式に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

改めまして、6ページをお開きください。Ⅰ 農業委員会の状況についてのうち、1、農業の概要については、耕地面積ですとか農家数など農林業センサス等各種統計などに基づきまして数値を記載してございます。2、農業委員会の現在の体制につきましては、注釈にも記載してございますが、現在の委員さんの体制、前委員さんの体制を旧という形で併記させていただいているものでございます。

見開きで7ページをご覧ください。Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化については、農業水産課と連携を図ることで、1、現状及び課題でお示ししているように、昨年度は集

積率21.49%となっております。また、実績等につきましては、2でお示ししているように、令和2年度当初の集積目標が67.8ヘクタールだったのに対しまして、実績としましては70.5ヘクタールであり、達成状況としましては104%となっております。これらのことから、農業水産課と連携しまして認定農業者や新規就農者などの担い手の方への利用集積を実施した結果、目標を上回る利用集積ができたと評価をさせていただいております。

続きまして、8ページをご覧ください。Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。こちらにつきましても、農業水産課と連携を図ることで計画どおり活動できております。2をご覧ください。令和2年度の目標及び実績でございます。参入目標2経営体に対して、参入実績としましては2経営体でございます。参入面積につきましては、当初の目標が1ヘクタールに対しまして実績としましては1.34ヘクタールであり、目標を達成することができました。そこで、活動に対する評価につきましては、新規参入した方に対する支援の継続が重要ということの評価とさせていただいております。

続きまして、9ページをご覧ください。Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価でございます。管内の遊休農地の面積や目標、活動実績などに基づき評価をさせていただいております。委員の皆様には、農地の利用状況調査に取り組んでいただきました結果、昨年度は遊休農地が減少しております。しかしながら、農家の後継者不足ですとか担い手の高齢化などが進む中では、個々の農家さんの努力や行政の取組にも限界があるものの、遊休農地の発生抑制ですとか解消に向けて引き続き取り組んでいく必要がございます。

続きまして、10ページをご覧ください。Ⅴ 違反転用への適正な対応につきましては、長期経過してしまった違反地の関係者等に対しまして定期的に是正指導を行った結果、1件農地違反が是正されましたが、その他の違反転用につきましては継続的に是正指導を行ってまいるのでございます。

続きまして、11ページをご覧ください。Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検については、1では農地法第3条に基づく許可事務、2では農地転用に関する事務について、それぞれ事実関係の確認ですとか総会等でご審議いただいた内容、こちらの結果等の公表、処理期間などについて点検をしているものでございます。記載のとおりでございます。続きまして、12ページをご覧ください。3では農地所有適格法人からの報告への対応、4では情報の提供等については記載のとおりでございます。

最後に、13ページをご覧ください。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございますが、要望、ご意見等は

特にございませんでした。

VIII 事務の実施状況の公表等ですが、1、総会等の議事録の公表は、総会での審議過程の透明性を図ることなどを目的としまして、議事録の作成、あと、ホームページ等で公表させていただいております部分の点検をさせていただきます。また、今ご説明させていただいている点検・評価につきましても、今回ご承認をいただけましたら、3の活動計画の点検・評価の公表にありますように、正式に当委員会の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価としましてホームページに公表し、7月末までに国へ報告する予定でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 事務局の説明が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご意見、ご質問はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第22号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、公表することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第7議案第23号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを上程いたします。

事務局より説明いたします。

○局長補佐（伊藤和範君） 議案第23号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてご説明させていただきます。

改めまして、14ページをお開きください。I 農業委員会の状況につきましては、先ほどの令和2年度の点検・評価と同様でございます。

15ページ以降、II、III、IVについては、担い手への農地の利用集積・集約化、新規参入者数及び面積、遊休農地解消面積など、令和3年度の本市農業委員会の農地利用の最適化について項目ごとに課題ですとか活動計画及び目標を記載したものでございます。

最後のVについては、違反転用への取組についての課題や活動計画を記載してまいります。是正工事着手後も定期的に現場にて進捗状況を確認してまいります。今年度も引き続き、農業水産課と連携して遊休農地の解消を図り、認定農業者や新規就農者などの担い手

の方への利用集積を進めていく必要がございます。

この計画についてご承認いただけましたら、正式に当委員会の活動計画としてホームページで公表して、7月末までに国に報告する予定でございます。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 事務局の説明が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご意見なしと認め、採決をいたします。議案第23号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、公表することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第8報告第9号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第9号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は、17ページから18ページ、1番案件から11番案件で、転用目的としましては住宅敷地、共同住宅敷地、駐車場敷地ほか青少年広場及び資材置場でございます。これらの案件につきましては、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定によりまして、事務局長において専決処分したものでございます。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付しております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第9号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第9報告第10号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第10号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は、19ページから20ページ、1番案件から10番案件でございます。転用目的でございますが、住宅敷地、宅地造成及び道路敷地でございます。権利関係につきましては所有権の移転でございます。これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いたします。ご質問ございませんか。

○6番（遠藤信行君） すみません。言葉の使い方なんだけれども、住宅敷地と宅地造成って、どう違うんですか。造成すれば住宅の敷地になりますよね。

○局長補佐（伊藤和範君） 今回、5条の届出ということで、所有権の移転を伴っております。委員おっしゃるとおり、住宅敷地と宅地造成、ほとんど造成行為には変わらないのですが、届出に基づきまして、今回こちらの用途という部分で記載、説明させていただいておりますので、ご承知おき願いたいと思います。

○3番（高橋久雄君） 同じ意味なんでしょう？

○局長補佐（伊藤和範君） 同じ意味です。届出の書類の中で、申請に用途というものがございまして、そちらの文言の中で説明させていただいたと。

○6番（遠藤信行君） 直しちゃいけないのか。はい。

○議長（原田勝幸君） ほかにご質問ございませんか。

○6番（遠藤信行君） 規制が500で、何かあるんですか。

○議長（原田勝幸君） 面積要件とかがあるのかという質問だと思うんだけど。

○局長補佐（伊藤和範君） 特定開発事業、開発行為とか、都市計画法になってきてしまうんですけれども、そちらですと500平米以上の一体の土地を宅地分譲とかをするときには、宅地造成という言葉を使わせていただいております。ですので、開発行為に伴うものですと、500平米以上という規制が出てきます。以上でございます。

○6番（遠藤信行君） 1番案件が819ですよ。2筆だからいいのか。筆ごと？

○局長補佐（伊藤和範君） こちらも申請どおりというものでございまして、申請の中でいただいているもの。

○6番（遠藤信行君） だから、筆ごとに出すと500以下になっちゃうよね。合計は800だけれども。だけど、その場合は指導しないの。500を超えているから造成だよって。

○局長補佐（伊藤和範君） 物によって、正直異なる部分がございます、例えばですけども、1番案件、819平米という部分が2筆で出てくるものでございますが、こちらの2筆、399平米と420平米の819平米を1回で宅地分譲するときというのは500平米以上となってきますので、開発行為に該当してくるものでございます。1回で819を宅地造成するというイメージでおりました、それ以外につきましても、例えば800のうち400平米、半分ぐらいを先に建物を建てるということになりますと、開発行為には当たらないという判断もございます。

○6番（遠藤信行君） 普通、造成するときは合筆しないの。やっぱり別々の土地で行くと、宅地の真ん中で線が入っちゃったりするじゃないですか。普通、造成するときは何かに合筆して、一発で造成か何かをやると思うんだけど、考え方が、田舎なものでちょっと分からないんだけど。

○局長補佐（伊藤和範君） 特に合筆しないでも、土地利用という部分、建物を建てることですか開発することはできるということ。

○6番（遠藤信行君） それをやると、土地の真ん中に境が入ってきたり何かしちゃうじゃないですか。

○局長補佐（伊藤和範君） その後に建物を建てる時に分合筆をするような形ですね。ハウスメーカーさんとかは、多分そういう形でやられていると思うんですけども。

○6番（遠藤信行君） はい。

○議長（原田勝幸君） ほかにご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第10号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分報告についてを終わります。

以上で本日の審議並びに報告事項は全て終了しました。慎重審議をいただき、厚く御礼申し上げます。それでは、以上をもちまして令和3年第4回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後2時44分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員